

両荘地区義務教育学校等建設基本計画

令和3年（2021年）1月

加古川市教育委員会

目 次

1	基本計画策定の目的	1
2	計画地の概要（現状）	1
3	全体スケジュール	3
4	施設計画	4
（1）	学校規模	5
（2）	施設構成	5
（3）	施設配置	5
（4）	諸室機能	5

◎添付資料一覧

（別表1）施設の現況

（別表2）必要諸室一覧表

（参考資料）施設整備計画概要（モデルプラン）

1 基本計画策定の目的

本計画は、学校施設の改善、子どもたちの学習環境の向上を目的とし、令和2年10月に策定した「両荘地区小中一貫校基本構想」を踏まえ、施設整備に対する考え方や方向性を明確にするものです。

今後、基本設計・実施設計の段階で建物の構造や詳細な配置、各階のレイアウト、備えるべき機能、設備、建物内外のデザイン等をまとめ、両荘地区義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）、両荘公民館（市民センター含む）（以下「公民館」という。）、児童クラブ等（以下「学校施設等」という。）の具体的な完成時の姿を明確にします。

基本計画の考え方

基本計画は、学校施設等の設計・工事を進めるうえでの根幹となるものです。教育的観点、利便性・機能性・環境への配慮等の視点から、施設の必要機能、規模、配置に関する考え方を示す施設計画、スケジュールを定めます。



基本設計の考え方

基本設計は、基本計画で提示された設計に必要な事項を整理したうえで、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、建物内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめます。学校施設等の具体的な完成時の姿及び概算工事費が明確となるのは、この段階となります。



実施設計の考え方

実施設計は、基本設計図書に基づき、安全安心な工事施工を考慮したうえで、機能性、デザイン性及び技術面等多方面にわたって詳細な設計を進めます。また、工事費の積算等を行います。

2 計画地の概要（現状）

土地	所在地	学 校：加古川市平荘町山角 740 公民館：加古川市平荘町山角 718-1
	敷地面積	学 校：33,235 m ² （校地 11,613 m ² 、運動場 21,622 m ² ） 公民館： 3,694 m ²
	区域区分	市街化調整区域
	建ぺい率／容積率	60％／200％
	その他敷地条件	計画地内の管理棟と教室棟の間を水路（暗渠）が東西に横断しているが、水路は存置した状態で増築・改修を検討すること
建物	床面積	学 校：6,347 m ² 公民館：1,188 m ²
	構造	学 校：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 公民館：鉄筋コンクリート造（本館）、鉄骨造等（付属建物）

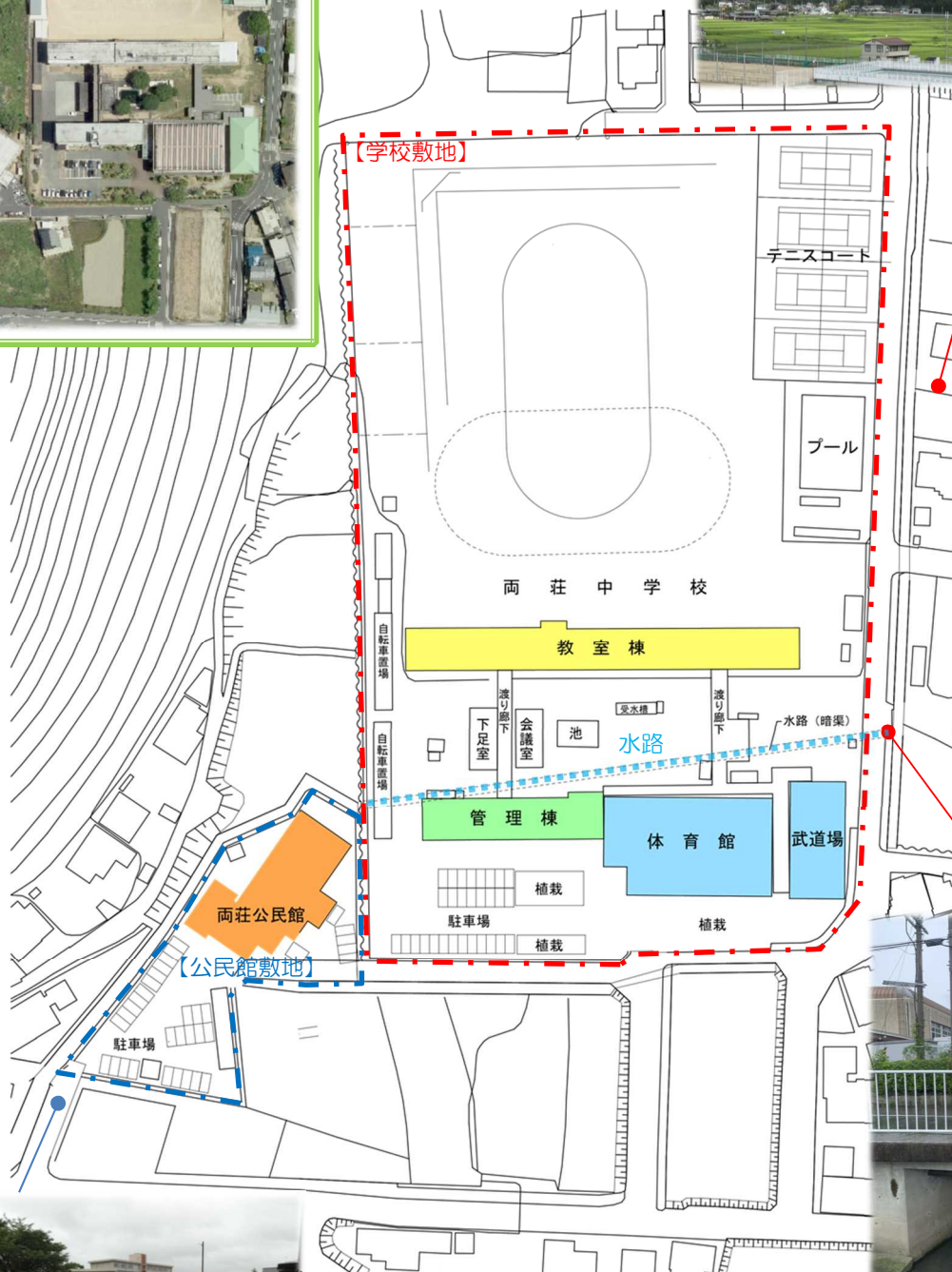
◎現況図

計画地には、以下のような特徴があります。

《計画地全景》



■優れた眺望
緑豊かな田園風景が見渡せます。



■東西に横断する水路
計画地内の管理棟と教室棟の間を水路（暗渠）が東西に横断
していて、水路は存置した状態で増築・改修の検討が必要です。



■浸水の可能性
地盤面が低く、近年では平成 30 年 7 月豪雨で浸水するなど、
今後の大雨等災害時にも浸水する可能性が高い状況です。

3 全体スケジュール

学校施設等の供用開始までのスケジュールは概ね次のとおりです。

令和3年2月	設計委託公告 設計委託開札・契約
3月	基本設計開始
4月	地盤調査
9月	概算工事費算出
12月	工事費計上（12月補正予算）
令和4年2月	建設工事公告 建設工事開札・仮契約
3月	建設工事本契約（議決された場合）
4月	建設工事開始
令和5年12月	公民館完成・移転
令和6年1月	公民館供用開始 旧公民館解体・駐車場整備開始
3月	工事完了
4月	義務教育学校開校

【全体スケジュール イメージ】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設計業務		基本構想 基本計画 基本設計	実施設計			
両荘中学校・両荘公民館	教室棟増築					義務教育学校開校
	既存校舎改修					
	図書室棟増築 管理棟増築					
	校庭整備					
	公民館建設					
	旧公民館解体 駐車場整備					
平荘小学校	スクールバス 停留所整備					
	跡地活用検討					
上荘小学校	スクールバス 停留所整備					
	跡地活用検討※					

※敷地内に屋外拡声器あり

4 施設計画

施設整備の基本的な考え方

義務教育学校の令和6年度開校以降、児童生徒数は段階的に減少し、令和14年度には全ての学年で1学級となることを見込まれることから、最小限の増築を行うほか、今後生じる空き教室を有効活用するため、多用途に転用しやすい整備を行います。また、公民館（市民センター含む）との複合化及び共同利用化に伴い、児童生徒の安全確保を最優先に防犯対策を十分に考慮した整備を行います。

なお、施設整備の水準等については「加古川市学校園施設長寿命化計画」（令和2年4月）を踏まえた長寿命化に資する改修等として、施設の長寿命化と性能の向上を実現しつつ、施設の維持コストを削減できる整備とします。

施設整備計画

義務教育学校は、両荘中学校の敷地に平荘小学校と上荘小学校を統合し、小中一貫教育を図る学校です。義務教育期間9年間を前期4年、中期3年、後期2年に区分し、それぞれがエリア分けされますが、図書室や音楽室、プール等の施設については共用・連携により、規模の拡大や省スペース化による施設の有効活用を図るとともに、教職員の学習面での連携や異学年の交流を図ります。

また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、公民館と複合化し、これまで以上に地域との連携・協働を深化させるとともに、公民館利用者や地域人材の活用等による教育活動の充実を図ること、両荘地区の様々な世代の人々が、ふれあい、学びあい、つながりあう持続可能で「新たな地域コミュニティの拠点」となる複合施設として整備します。

以下に示す施設は代表例であり、他の施設についても有効活用、交流・連携を検討する必要があります。

◎ 小中及び地域連携にあたっての基本事項

- 体育館、特別教室等については小中の共有化を検討し、適切な配置・規模・設備にする。
- 小中学校の通常の学習・生活にそれぞれ適したゾーニングとする。
- 児童・生徒が一度に集まるスペースでは安全性・配置・動線に配慮する。
- 小中の教職員や保護者、地域の人に協働関係が構築しやすいよう各種配置を工夫する。
- 小中や地域が共用で利用する場所は、体格差に配慮した施設・設備とする。

◎ 小中及び地域の共用・連携に特に配慮する施設

- 公民館は小中の学習活動に配慮した騒音・振動対策のほか、市民センター窓口業務に配慮した館内の防音対策を検討する。
- 図書室は小中の相互利用や地域住民の利用のほか、児童生徒と地域との交流に配慮した配置とし、異学年交流や地域交流の拠点となる交流スペースとなるよう検討する。
- 調理室は小中や公民館利用者との共同利用に配慮した配置とし、感染症やアレルギー等に対し安全性を確保するため、学校と公民館の調理器具を区分した保管場所等を検討する。
- 職員室は小中学校それぞれの教職員の情報交換や連携指導等の小中連携に配慮する。
- 配膳室は小中学校それぞれのメニューの違いや配膳経路等に配慮した上で、共用・連携方法等を検討する。
- 体育館及びプールは小中共用とし、小中それぞれが利用しやすい設備等を整備する。

(1) 学校規模

児童・生徒数の推移を考慮して、最大見込み児童数 280 人（普通学級 12 学級）、生徒数 180 人（普通学級 6 学級）とします。なお、見込み数は、最も早く開校した場合の令和 6 年度時点の推計を基準に実数との差分を考慮して見込んでいます。

(2) 施設構成

学校教育上、学校運営上必要な施設、また、公民館、児童クラブ等を整備します。

義務教育学校への改修にあたっては、小・中学校のそれぞれの独立部分の他に、小中共用して使用する部分、小中の子どもたちが交流する部分などが必要になることから、規模の拡大や省スペース化による施設の有効活用が期待されます。

また、平荘小学校、上荘小学校、両荘中学校の「施設の現況」（別表 1）を踏まえ、義務教育学校に必要な施設の規模や用途を検討します。

「必要諸室一覧表」（別表 2）は義務教育学校及び公民館の増築を実施する際に必要な規模、室数の目安です。

なお、「(4) 諸室機能」に示す各諸室の考え方を取り入れる中で、規模等は変更する可能性があります。

(3) 施設配置

学校施設等の施設配置等は次のとおりです。ただし、「施設整備計画概要（モデルプラン）」（参考資料）は動線等を考慮して最も効果的に必要諸室を配置したものであり、壁等の構造や横断する水路（暗渠）等の影響により配置を変更する場合があります。

- 異学年交流や地域交流の拠点となる図書室棟や交流広場は、施設の中央部に配置する。
- 義務教育学校と公民館の運営時間の違いや防犯面に配慮して、フェンスで敷地境界を設ける。
- 増築する教室棟や公民館等は、既存施設への採光や風通しに配慮して配置する。
- 義務教育学校と公民館の諸室の共同利用又は相互利用を考慮した上で、児童生徒と施設利用者の安全性に配慮した動線を確保する。
- スクールバスと児童生徒の動線が交わらないよう、公民館駐車場にバス乗降エリアを設置する。

(4) 諸室機能

各諸室の機能は次のとおりです。

共通仕様

施設間で共用・連携を図る場合も独立して設置する場合にも共通して留意すべき仕様は以下のとおりです。

i) 全体計画

① 雰囲気

- 明るさと温かみのある雰囲気になるよう整備する。

② 照明

- 各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じた照明設備（種類、照度、配列、スイッチの位置等）を設置する。
- 普通教室・特別教室等には黒板灯を設置する。

- 運動を行う室・空間の照明設備は破損防止の措置を講じる。
- できるだけ、照明の交換が職員等で容易にできるよう配慮する。
- 防犯を目的として、校地周辺部、建物周囲等に夜間照明を設置する。
- 夜間の来校者等を確認できるようにするため、夜間照明を設置する。

③ 電力

- 各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じたコンセント（種類、規格、数、位置等）を設置する。
- 電圧の高いコンセントには、その電圧、用法等を明記する。
- 安全性を考慮し、漏電遮断機を設置する。

④ 情報化対応

- 児童・生徒が学習する教室等については、G I G Aスクール構想に対応できるようにする。

⑤ 給排水

- 耐震に配慮した給排水管とする。

⑥ 空調

- 原則、居室に空調設備を設置する。また、現在の空調システムと連動する設備とする。

⑦ 環境配慮

- 環境負荷の低減を考慮した設備を検討する（太陽光発電・雨水利用）。
- 学校自体が環境教育の教材として活用されるよう、自然と触れ合う機会が増えるよう整備する。
- 環境に配慮した設備等は、児童・生徒の環境教育に活用できるよう配慮する。
- 温熱効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や空調設備等の効率化を図る。
- トイレ洗浄水等に雨水を利用できる設備の設置を検討する。
- 樹木を伐採した際は、その樹木の再利用を検討する。
- 既存の樹木は工事や安全面及び学校運営における維持管理等に支障がない限り存置もしくは移植により保存する。

⑧ 昇降機

- 高齢者、障がい者等の利用も考慮した昇降機を設置する。
- 昇降機は義務教育学校と公民館で各1基とし、動線や規模に応じ適切な大きさを検討する。

⑨ バリアフリー

- 子ども・教職員・地域住民及び災害避難者等の多様な利用者や給食の配膳ルート等を考慮し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、出入口、スロープ、階段、昇降機、トイレ等についてバリアフリーに配慮する。

⑩ 公民館

- 共同利用又は相互利用する諸室は、学校の調理室、公民館の大ホール及び和室を検討する。
- 共同利用又は相互利用する諸室は障がい者も含め、幼児から高齢者まで多様な人々の利用を考慮し、安全かつ円滑に使用できるよう留意する。
- 施設の複合化に伴う防犯面等を考慮し、公民館から学校敷地への視認性を確保する。

⑪ 交流・コミュニケーション

【地域との交流】

- 子ども・教職員・地域住民が交流・相談できる場所を整備する。
- 狂言、とんど等の伝統文化を学べる場所を整備する。

【子どもたちの交流】

- 中庭に雨の日でも70人～80人程度が集まれる広さのある場所を整備する。
- 中庭にベンチスペース等の休憩・交流し、児童・生徒等がくつろげる場所や室内履きで移動できる場所を整備する。

⑫ 防災

- 地域の防災拠点としての機能を十分に備えた施設の整備を検討する。(防災備蓄倉庫、防災資機材格納庫、自家発電設備、防火水槽、マンホールトイレ、止水板等)
- 自主防災組織や学校と公民館との連携に配慮する。
- 防火シャッターについては、児童・生徒等に対する危害防止対策を十分に講じる。
- ガス使用場所については、ガス漏れ検知器を適宜設置する。
- 各法令に基づいた防火施設・設備とする。
- 屋上に災害時用ランドマーク表示（ヘリサイン）として学校名等を施す。
- 災害時にプールの水が活用できる設備を検討する。
- 災害時の近隣から学校への避難経路に配慮する。

⑬ 防犯

- 校門等出入口にカメラ付インターホン、オートロックを設置し、職員室から来校者を確認し、開錠できるようにする。
- 校門等に防犯カメラを設置し、職員室にモニターを設置する。
- 防犯カメラの設置については、見通しが困難な場所や死角となる場所等の状況把握に留意する。
- 防犯カメラには、原則として記録装置を接続する。
- 普通教室・特別教室等には非常通報装置付インターホンを設置し、親機を職員室に設置する。
- 非常用通報装置（県警ホットライン）を職員室に設置する。
- 普通教室・特別教室等の窓・出入口は外部から教職員等の視線ができるだけ行き届くようにし、出入口は教室内から緊急時に施錠できるようにする。
- 出入口、各室等の施錠を効率よく行うことのできるよう配慮する。
- 囲障については、視線が通り死角を作らないフェンスを採用する。
- 門やアプローチ、敷地境界、建物周囲等の適切な位置に夜間照明を設置する。その際は、近隣の住宅への影響等にも配慮する。
- 非常時の放送は、校内全域にわたって、情報が伝達できるよう留意する。
- 校舎内や周囲からの見通しを確保し、来校者や人の行動をよく確認できるようにする。

⑭ 安全

- 窓の開閉ストッパーの標準設置、面格子の取付、バルコニーの設置等転落防止策を講じる。
- 採光のための天窓を設置する場合は、転落防止策を講じる。
- ガラスは強化ガラスを用いる。
- 外部に面したサッシュは身を乗り出せない構造のものとする。

⑮ 駐輪・駐車

- 給食搬入車両、職員車両・一般車両の駐車スペース（義務教育学校 50 台程度、公民館 60 台程度）を確保する。
- 適切な容量の屋根付駐輪場（通学用・来校者用）を確保する。
- 通常使用される規模の駐車スペース整備に加え、イベント時には多くの車両が集まることを考慮したスペース作りをする。

⑯ 維持管理にかかる事項

- 汚れにくい、壊れにくい、掃除がしやすい等、維持管理の容易な施設・設備とする。
- 維持管理費を低減できる施設・設備とする。
- 整備コストの低減化を考慮した施設・設備とする。

ii) 普通教室・特別教室等

① 普通教室

- 温かみのある木調の床・家具を配置し、暖色系の色彩計画とする。
- 普通教室は、日照、採光、通風等の良好な環境条件及び室内環境の確保に特に配慮して整備する。
- 十分な掲示スペースを確保し、壁面は掲示物の貼り付けが可能な仕上げとする。
- 適切な容量の児童・生徒の収納スペースを確保する。
- 児童・生徒用、給食白衣用、清掃用のロッカーは教室の背面に設置する。
- 普通教室は、教職員・保護者等が廊下側から見通すことができ、かつ児童・生徒の集中の妨げにならないよう配慮する。
- 増築する教室棟の普通教室と廊下は、3密の解消や対話的・協働的な学習として多様な学習活動に対応できるオープンスペースとするなど、自由度の高い空間整備を検討する。
- TVジャック、PCジャック、電源等は使用しやすい位置にまとめて設置する。
- 大型提示装置等の情報機器の設置スペースを考慮する。
- 同一学年の教室配置が同一階となるよう配慮する。
- 4-3-2のまとまりを意識した教室配置とし、8・9年生は集中できる学習環境となるように配置する。
- 学級数の減少に対応できるよう、他の用途への転用に配慮する。

② 少人数学習室

- 様々な学習形態に柔軟に対応できるよう配慮する。
- 学級数の増加に対応できるよう、普通教室への転用に配慮する。

③ 特別支援教室

- 児童・生徒の個別指導やクールダウン等に使用するため、外部からのプライバシーを確保し、落ち着いて学習できる施設・設備等とする。
- 児童・生徒の人数に応じて可動式のパーティションで教室を分割できるようにする。

④ 理科室

- 火気、薬品、ガスの使用に対して、特に安全を考慮した計画とする。
- 十分な掲示スペースを確保する。
- 適切な容量の実験器具等の収納スペースを確保し、収納棚は、内容物の確認や分類がしやすい仕様とする。
- 床仕上げは、耐薬、耐熱性能を有する長尺塩化ビニールシートとする。
- 特殊な大きさの教材（人体模型等）を収納できる棚を設置する。

⑤ 音楽室

- 近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
- 室の形状・内装材等については音響を考慮した計画とする。
- 適切な容量の楽器収納スペースを確保する。
- 他室への楽器等の移動を容易とする床・出入口の形状とする。
- 照明については、必要に応じて照度を調整できるようにする。

⑥ 美術室

- 適切な容量の材料・工具、完成品の保管・展示・鑑賞等のスペースを確保する。
- 十分な水栓、流し、水切り等を利用しやすいように設置する。
- 絵具等の汚れの落としやすさを考慮した仕上げ材を使用する。
- 天井にレールを設置する等、絵画を展示できるような工夫を施す。
- 大きなものを作ることができるような、スペースを近くに整備する。

⑦ 被服室

- 適切な容量の被服用器具等の収納スペースを確保する。
- 衛生に配慮した設備等とする。
- 製作途中の作品の保管スペースを確保する。
- 作品展示のスペースを確保する。
- 十分な電気容量を確保する。
- 電源はミシン等、個人で使用する電気器具に対応できるように、壁面だけでなく机等の使用しやすい位置に設置する。
- 十分な掲示スペースを確保する。
- 洗濯物を干すスペースを確保する（準備室でも可）。

⑧ 図書室

- 十分な採光で明るさを確保する。
- 図書室の一部はガラス張りとするなど、中庭との一体感や地域開放による防犯面も考慮した整備を行う。
- 図書室と公民館は行き来ができるように整備する。
- 図書室と中庭は行き来ができるように整備する。
- 本棚は、十分な書籍数を収納できる配置を考慮する。
- 本棚の脇等に踏み台を兼ねた簡易な椅子を設置する。
- 読書スペースはリラックスできるように配慮する。
- 自習できる閲覧・学習スペースを確保する。
- テラスや座敷のようにリラックスできるスペースを確保する。
- 情報機器の導入に対応するため、あらかじめ配線等に留意する。
- パソコンの設置（調べ物用、図書貸出・返却用）に配慮する。
- 書架スペース、閲覧・学習スペース、情報収集スペースの区分を考慮する。
- 温かみのある色彩計画とし、配置する床・家具は木調とする。
- 天井を可能な限り高くする。
- 壁面の有効活用も含め、資料や作品の展示・掲示スペースを確保する。
- 図書準備室は図書ボランティアの使用に配慮する。
- 大階段を利用して発表等ができるように考慮する。

⑨ 多目的室

- 温かみのある木調の床・家具を設置し、可能な限り移動させやすいように配慮する（重量・構造面）。
- 衛生に配慮した設備等とする。
- 照明については、必要に応じて照度を調整できるようにする。
- 家具・設備等については、小学校低学年から地域開放まで幅広い利用を考慮する。
- 近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。

⑩ 教育相談室

- 温かみのある木調の床・家具を設置する。
- 入り口のドアを開けても中を見通せないよう配慮する。
- 相談内容が外部に聞こえないように、防音を考慮する。
- 内部に人がいることが外部からわからないように努める。
- 1室は可能な限り保健室とは隣接させ、室内からも行き来ができるようにする。
- 1室は通常学級に通うことに抵抗等のある児童・生徒へ配慮し、日常的に目に触れにくい動線を考慮した配置とする。

⑪ 調理室

- 公民館との共同利用に配慮した配置とする。
- 適切な容量の調理器具等を公民館と学校とを分けて収納できるスペースを確保する。
- 衛生に配慮した設備等とする。
- 水やガスの使用に配慮した仕上げとする。
- 十分な電気容量を確保する。
- 十分な掲示スペースを確保する。

⑫ 図工室（技術室）

- 適切な容量の材料・工具、完成品の保管・展示・鑑賞等のスペースを確保する。
- 工作機械等の騒音、振動等の近隣や他教室への影響に配慮する。
- 十分な電気容量を確保する。
- 電源は半田ごて等、個人で使用する電気器具に対応できるように、壁面だけでなく机等の使用しやすい位置に設置する。
- 機械工作機器の設置を考慮し、耐久性のある床とする。

iii) 管理諸室等

① 校長室

- 応接や資料の保管のための家具の設置を考慮する。
- 学校の歴史に関わる資料の保管・展示のための家具の設置を考慮する。
- 校長室としてふさわしい内装とする。
- 校長の執務スペース、応接スペースで構成する。

② 職員室

- 出入口等への見通しが良く、校内各所への移動のしやすい場所に設置する。
- 十分な容量の書棚、掲示板、ロッカー等を設置し、各種文書、教材・教具等の保管のためのスペースを確保する。
- 事務スペース、打合せスペースで構成する。
- 二重床、床ピット等により、配線のための空間を確保する。

③ 事務室

- 事務スペース・書庫スペースで構成する。
- 十分な容量の書棚・ロッカー等を設置し、各種文書や備品等の保管のためのスペースを確保する。
- O A機器の使用を考慮した各種コンセントの配置とする。
- 事務に適した十分な照度を確保する。

④ 用務員室

- 事務スペース、作業スペース、更衣スペースで構成する。
- 作業スペースは、作業に十分な広さを確保し、換気を考慮し、窓を大きめにとる。
- 電動工具の使用を考慮し、電源を設置する（動力電源設備は必要なし）。

⑤ 会議室

- 情報機器の使用を考慮する。

⑥ 放送室

- 防音措置を講じる。

⑦ 印刷室

- 機械設置スペース、帳合等の作業スペース、用紙等保管スペースで構成する。
- 印刷機の騒音に配慮し、防音仕様とする。

⑧ 保健室

- 校庭等の運動施設との連絡が良く、緊急車両と連携が取りやすい位置に配置する。
- 日常に目に触れやすく、立ち寄りやすい位置に配置する。
- 執務、休養、収納、相談のスペースで構成し、各スペースの役割と動線を考慮して計画する。
- 温かみのある木調の床・家具を設置する。
- 空調設備は休養している児童・生徒に、直接風が当たらないよう留意する。
- 検診器具の洗浄や、バケツへ水が入れられる程度の深さ・大きさのある流しを設置する。
- 気分の悪い児童・生徒の対応等のため、トイレ・流しを近接した位置に配置する。
- 備品類に応じた、十分な容量の収納を確保する。
- 流しは製氷機の設置を考慮した位置とし、また、常時温水が使えるようにする。
- 床にコンセントや電話のジャックは設置しない。
- 検診での使用を考慮し、間仕切りカーテン（透けないもの）を設置する。
- シャワー、洗濯機等の設置を検討する。

⑨ 職員更衣室

- 防犯面に留意する。
- 廊下から中の様子が直接見えないよう計画する（二重カーテン等）。

⑩ 書庫・教材室等

- 保管物品の使用者、使用頻度に応じた配置を考慮する。

⑪ 廃棄物置き場

- 廃棄物を分別して保管しやすいよう留意する。
- 火災等に備え、熱感知機を設置するなど、防火対策を検討する。
- 学校内及び近隣への臭気等に留意する。
- 回収車が進入しやすい場所に設置する。

iv) 給食関係諸室

① 給食配膳室

- 食材の搬入に配慮した配置とする。
- 衛生に配慮した設備等とする。
- 各階のワゴンプールは施錠できるようにする。
- 床はドライ方式とし、ノンスリップ長尺塩化ビニールシートを使用する。
- 前室、更衣室、配膳室のスペースで構成する。
- 各スペースは、間仕切り壁・床の色変え等により、その区分を明確にし、各スペース間の作業動線を考慮した計画とする。
- 極力、手の届かない範囲に埃溜りを作らないよう配慮する（天井照明は直付けにする等）。
- 手洗いは自動水栓とし、作業エリアごとに最低1か所設置する。
- 給食室入り口の手洗いは、肘まで洗えるよう、十分な大きさ・深さのものとする。
- 十分な量の換気・通風を確保し、熱源の周辺の温度管理に留意して、設備・備品等を計画する。
- アレルギー食対応に配慮した整備を実施する。
- 文部科学省策定の「学校給食衛生管理の基準」を遵守する。

v) 共用部・屋上

① 昇降口

- 将来の児童クラブ等への用途変更を想定した出入口を整備する。
- 校門・運動場への動線を考慮する。
- 同時に利用する人数を考慮し、広さや配置、靴箱・傘立て等の数・配置を計画する。
- 車椅子を利用した移動に支障のない適切な面積・形状等とし、障がいのある児童・生徒、教職員及び学校開放時の高齢者、障がい者等の利用に支障のないようにする。
- 各昇降口は、訪問者に分かりやすい位置に計画する。
- 学校の状況に応じて、教職員、児童・生徒、来校者の昇降口は兼用可とする。

② トイレ

- 学年ごとのまとまりに対応させ、バランスよく配置するよう努める。
- トイレは洋式便器とする。
- 床はドライ仕様とし、水漏れ等に備え、排水口を用意する。
- 男女別に適切な規模で使いやすく、清潔さを保つためのメンテナンスがしやすいように整備する。
- 校庭から直接利用できる（土足）バリアフリーに配慮したトイレを最低1か所整備する。
- 廊下等から中が見渡せないよう、留意する。
- 各階に1か所以上、多機能トイレを設置するよう努める。
- 児童・生徒数・利用率に応じ、十分な便器数・手洗いの水栓の数を計画する。
- 職員・来客用、児童・生徒用をそれぞれ確保する。
- 十分な換気量・通気性を確保する。
- 覗き、いたずら、臭気に配慮する。
- 明るく、温かみのある雰囲気、快適な空間が確保できるよう計画する。
- 節電、児童・生徒の存在が分かるよう照明はセンサー方式とする。

③ 手洗い場

- 廊下に設置する手洗いは、掃除に使用する一部の水栓を除き、自動水栓とする。
- 十分な広さ、深さを確保する。
- モップ洗いの流しを設置する。
- 児童・生徒数・利用率に応じ、十分な水栓の数を計画する。
- 職員・来客用、児童・生徒用をそれぞれ確保する。
- 明るく、温かみのある雰囲気、快適な空間が確保できるよう計画する。

④ 廊下（階段）

- 幅は全体計画の中で可能な限り広く取る。
- 日常及び避難時の通行の場として、十分安全であるような面積、形状とする。
- 車椅子での移動等、バリアフリーを考慮する。
- 可能であれば、児童・生徒の待合スペースや学校紹介のギャラリー等を設置する。
- 児童・生徒の立ち寄り易い位置に、コミュニケーションやリフレッシュに配慮した、ゆとりの空間を整備する。
- 中庭にアクセスしやすい屋外階段兼防災機能として必要な屋外避難階段を整備する。

⑤ 屋上

- 児童・生徒の交流、活動の場所として活用する。
- 学校での運用に配慮しながら、校舎の内外の空間の融合を検討する。
- 児童・生徒の安全、近隣とのプライバシー、景観に配慮する。

vi) 体育施設及び外構

① 体育館

- 器具庫は器具等の種類に応じ、出し入れのしやすいよう、分類し保管できるようにする。
- 十分な容量の収納スペースを確保する。
- バスケットボール・バレーボール等の競技を考慮したスペース・天井高を確保する。
- 競技の際に、怪我のないよう、安全性を考慮する。
- 観覧のためのスペースを確保するよう努める。
- ステージは常設とし、組み立て式は使用しない。
- 体育館の放送室は、体育館・舞台を見渡せ、容易な操作で照明・音響を集中コントロールできるようにする。
- 放送室やギャラリーへの移動の際、昇り降りの安全性を確保する。

② プール

- 全ての学年が使用することを考慮して整備する。
- 排水口の安全対策等、事故防止・安全性の確保を第一に考慮する。
- プールサイドには、人が並ぶスペースを確保する。
- プールサイドは準備体操のできるスペースを確保する。
- 日影になる休憩スペースを確保する。
- 近隣や他教室に対する騒音の影響を考慮する。
- 機械室は利用及びメンテナンスの容易な位置に設置する。
- 周囲の状況等に応じ、目隠しを設置する等、外部からの視線を考慮する。
- 必要に応じ、プールサイドの熱対策を実施する。
- 災害時の利用を考慮するとともに平常時の水の再利用を検討する。

③ 運動場

- 遊具の選定にあたっては、十分な安全性及び耐久性を備えた仕様であることに加え、低学年の体育における固定施設を使った運動遊びに対応できるよう、必要な種類・数等を検討する。
- 遊具の設置場所については、十分な動作空間を確保した上で、その他の活動の妨げにならないよう配慮するとともに、低学年の休み時間利用が可能となるよう検討する。
- 野球やサッカーの競技を考慮した形状を確保するよう努める。
- 各種競技（野球、サッカー、テニス等）の使用を考慮した設備とする。
- 十分な容量の収納施設を確保する。
- 緊急車両やバス等の大型車両の乗り入れを検討する。

④ 外構

- 児童・生徒の作品を展示する等、地域が学校を身近に感じられるよう整備する。
- 学校の周囲は歩行通路や大型車両の通行に配慮する。
- 校舎からの見通し及び維持管理を考慮するとともに地域交流の場となるような緑化計画とする。

⑤ 武道場

- 武道場は小体育館としても活用できるようにする。
- 器具庫は畳や器具等の種類に応じ、出し入れのしやすいよう、分類し保管できるように考慮する。
- 柔道や剣道の競技を考慮したスペース、天井高を確保する。
- 柔道や剣道の競技を考慮し、照明保護具を設置し、壁の強度を確保する。
- 近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。

公民館（市民センター含む）

vii) 管理諸室

① 事務室

- 事務室は公民館、市民センターごとの事務スペースが分かれるように配置する。
- 窓口は公民館と市民センター利用者の動線に配慮して配置する。
- 窓口は住民情報端末やPOSレジ等の窓口対応機器を設置する十分なスペースを確保する。
- 受付カウンターは、車椅子や着座で対応できる高さのものを設置するとともに、学校敷地への扉が見えるよう配置する。
- 事務室への扉は鍵がかかるドアとする。
- セキュリティの厳格な運用、利用者のプライバシー確保及び個人情報管理に十分に配慮する。
- O Aフロアとする
- 市民センター事務スペースには、広報誌等配布物仕分けスペースを確保する。
- 以下については、公民館と市民センター職員で共有できる、共同利用を踏まえた配置とする。
 - a) 打合せスペース、来客用応接コーナーの確保
 - b) 流し台、給湯可能な簡易な設備を備えたミニキッチンの設置
 - c) 更衣室（男・女）
 - d) 休憩スペース（可動間仕切り・パーティション等を設置し、利用者への見え方に配慮）
- すべての窓に、カーテンもしくはブラインドを設置する。

② 倉庫

- 1 階及び2 階に十分な収納スペースを確保する。
- 倉庫の扉は施錠できるようにする。

viii) 会議室等

① 大ホール

- 講演会等の椅子の配置を想定し、最大 200 名程度を収容可能とする。
- 出入口を 2 か所以上設置する。
- 収容人数と部屋の大きさに応じた手動式のスクリーンを舞台中央部に設置する。
- 講演会等が開催可能な大ホールの広さに適した大きさで高齢者でも簡単に設置できる壁面収納型の可動式舞台（幅 9.0m×奥行き 3.0m×高さ 0.3 m）の設置を検討する。
- 舞台と同幅の横一文字看板を設置できるバトン及び看板枠を設置するとともに、懸垂幕用バトンも併せて設置する。
- 音響設備として、スピーカー、アンプ、ミキサー、CD プレーヤー及びカセットテープも使用できる設備や拡声設備（ワイヤレスマイク等）を設置する。なお、カセットテープについては、ラジオカセット等を音響設備に接続して使用方法も含め検討する。
- サークル活動等を想定した床仕上げ材は、傷の付きにくい硬質のものを使用する。
- ホール倉庫は、什器・備品等を収納・取り出しやすいよう、倉庫数を増やすなど、工夫を行う。
- フロアコンセントを 8 か所以上設置する。
- 遮光性に配慮した、カーテンもしくはブラインドを設置する。
- 天井、床、壁等に騒音・振動対策を講じる（遮音等級 D-55、騒音等級 N-30、騒音評価 NC-25 程度）。
- 天井高は室の機能に応じ適切な高さを検討する。

② 会議室

- カーテンもしくはブラインドを設置する。
- ホワイトボードを設置する。
- 1 階の会議室 2 室は可動間仕切りにより、1 室として使うことも想定する。

③ 和室

- 茶道教室が実施できるように炉を切り（１か所）、炉壇は電気熱式とする。
- 窓には障子（紙部分はプラスチック製）を設置する。
- 床の間（掛け軸用フックを設置）、押入、水屋（上部に棚を設置）、縁側を可能な限り設置する。
- 踏込を設け、出入口にスリッパ入れを設置する。

ix) 共用部・屋上

① 市民広場

- 事務室から市民広場が見える配置とする。
- １階に配置し、エントランスホールと連続した一体的な空間とする。
- 市民センター利用者の待合スペースを確保する。
- イベントで活用しやすい広い空間を確保する。
- 就学前児童と保護者、小学生、親子、高齢者のほか、中学生・高校生も含めた全世代にわたる多目的な利用を想定する。
- 一人でも利用しやすいカウンターや、複数人で利用できる机・椅子の設置、その他誰もが利用しやすい家具の設置など、できるだけ多くの人利用しやすい空間とする。

② 玄関

- 玄関に風除室を設け、傘立て、靴拭きマットを設置する。
- 施設全体の配置がわかる案内板を設置する。
- 玄関から事務室、トイレ、市民広場などが見通せるようにする。

③ トイレ

- １階に男性用、女性用、多目的トイレを設ける。
- 人感センサー付照明とする。
- ベビーシートを設置する。
- 個室にはベビーチェアを設置する。
- １階の多目的トイレはオストメイト対応とし、ステンレス手摺、バリアフリー洗面、汚物流し（壁付）、鏡、シャワー（シングルレバー混合水栓）、緊急呼出装置、ベビーシート、ベビーチェア、水石けん入れ等を設置する。
- 男性用・女性用の各トイレには、子ども用の大便器、小便器及び手洗い場を検討する。
- 小便器は、センサー等により自動排水とする。なお、手洗いについても、自動水栓対応とする。
- １階のトイレについては、メンテナンスを考慮し、地下ピットを設ける。

④ 廊下・階段

- 手摺り（点字付き）を設置する。
- 掃除用具ブース（掃除用具の収納及び掃除流し）を設ける。
- 廊下に消火器を設置できるスペースを確保する。
- AEDを事務室付近の廊下に設置できるスペースを確保する。

⑤ 屋上

- 空調設備、換気設備、変電設備等の設置場所として使用し、屋内もしくは屋外に設置する。

x) 外構

① 外構

- 適切な位置に外灯を設置する。
- 浸水などの災害に対応した外構及び設備を検討する。
- 学校との一体性を感じることができる、適切な敷地境界の囲障とする。

② 駐車場・駐輪場

- 現在の公民館解体後、平面駐車場とし、仕上げについてはアスファルトで舗装する。
- 駐車場・駐輪場には公民館用の入口と学校用の入口を設け、それぞれ別個に施錠できるようにする。
- 駐車場・駐輪場と公民館・学校敷地との地面の高低差を考慮し、車いす等でも各敷地内にアプローチできるよう整備する。

児童クラブ

11) 児童クラブ教室

① 児童クラブ教室

- 温かみのある木調の床・家具を配置し、暖色系の色彩計画とする。
- 児童クラブ教室は、日照、採光、通風等の良好な環境条件及び室内環境の確保に特に配慮して整備する。
- 十分な掲示スペースを確保し、壁面は掲示物の貼り付けが可能な仕上げとする。
- 適切な容量の児童の収納スペースを確保する。
- 将来的に児童クラブが学校内に移転した時には、会議室として使用できるように整備する。

(別表 1-1) 施設の現況 敷地面積及び建物延床面積

項目	平荘小学校	上荘小学校	両荘中学校	両荘公民館	合計
敷地面積	20,105 m ²	17,421 m ²	33,235 m ²	3,694 m ²	74,455 m ²
建物敷地	10,518 m ²	9,937 m ²	11,613 m ²	3,694 m ²	35,762 m ²
運動場用地	9,587 m ²	7,484 m ²	21,622 m ²	—	38,693 m ²
建物延床面積	4,989 m ²	5,015 m ²	6,347 m ²	1,188 m ²	17,539 m ²
校舎等	4,096 m ²	4,090 m ²	5,147 m ²	1,188 m ²	14,521 m ²
体育館	893 m ²	925 m ²	1,200 m ²	—	3,018 m ²

(別表1-2) 施設の現況 諸室一覧

室名	平荘小学校	上荘小学校	両荘中学校	両荘公民館	合計
普通教室数（特支除く）	6	6	6	—	18
特別教室数（準備室除く）	8	6	12	—	26
理科室	1	1	2	—	4
音楽室	1	1	1	—	3
美術室	—	—	1	—	1
図工室（技術室）	1	1	1	—	3
家庭科室	1	1	1	—	3
被服室	—	—	1	—	1
視聴覚室	—	—	1	—	1
コンピューター室	1	1	1	—	3
生活科室	1	—	—	—	1
図書室	1	1	1	—	3
教育相談室	1	—	2	—	3
特別活動室	3	2	5	—	10
英語教室	—	—	—	—	—
算数・数学教室	1	1	4	—	6
児童・生徒会室	1	1	1	—	3
通級指導教室	1	—	—	—	1
その他の教室	2	2	2	—	6
多目的室	1	2	1	—	4
カウンセリングルーム	—	—	1	—	1
ランチルーム	1	—	—	—	1
管理諸室	18	15	14	—	47
校長室	1	1	1	—	3
職員室	1	1	1	—	3
会議室	1	1	1	—	3
保健室	1	1	1	—	3
教材・教具・資料室	3	1	2	—	6
印刷室	1	1	1	—	3
放送室	1	1	1	—	3
学校事務室	1	1	1	—	3
用務員室	1	1	1	—	3
更衣室	1	—	1	—	2
配膳室	3	3	3	—	9
給食室	1	1	—	—	2
P T A室	1	1	—	—	2
児童クラブ	1	1	—	—	2
公民館の用途	—	—	—	11	11
事務室・管理人室	—	—	—	1	1
管理人室	—	—	—	1	1
大ホール	—	—	—	1	1
和室	—	—	—	2	2
調理室	—	—	—	1	1
会議室等	—	—	—	4	4
倉庫	—	—	—	1	1
部屋数合計	37	31	39	11	118

(別表2) 必要諸室一覧表 ※赤字は公民館とも共用 ※青字は新設もしくは機能面で拡張したもの

室名 (想定面積)	義務教育学校	公民館	合計
普通教室数	23	—	23
普通学級 (63 m ²)	18	—	18
特別支援学級 (31 m ²)	5	—	5
特別教室数 (準備室除く)	11	—	11
理科室 (1 室あたり 94 m ²)	2	—	2
音楽室 (1 室あたり 94 m ²)	2	—	2
美術室 (94 m ²)	1	—	1
図工室 (94 m ²)	1	—	1
調理室 (94 m ²)	1	—	1
被服室 (94 m ²)	1	—	1
図書室・交流スペース (600 m ² 程度)	1	—	1
教育相談室 (1 室あたり 31 m ²)	2	—	2
特別活動室	4	—	4
英語教室 (48 m ²)	1	—	1
算数・数学教室 (48 m ²)	1	—	1
児童・生徒会室 (42 m ²)	1	—	1
通級指導教室 (31 m ²)	1	—	1
その他の教室	1	—	1
多目的室 (126 m ²)	1	—	1
管理諸室	17	—	17
校長室 (31 m ²)	1	—	1
職員室【面積拡張】(140 m ² 程度)	1	—	1
会議室 (63 m ²)	1	—	1
保健室 (94 m ²)	1	—	1
教材・教具・資料室 (1 室あたり 15 m ² 程度)	2	—	2
印刷室 (30 m ² 程度)	1	—	1
放送室 (31 m ²)	1	—	1
学校事務室 (31 m ²)	1	—	1
書庫 (1 室あたり 18 m ² 程度)	2	—	2
用務員室 (24 m ² 程度)	1	—	1
更衣室 (1 室あたり 15 m ² 程度)	2	—	2
配膳室【面積拡張】(3 室合計 180 m ² 程度)	3	—	3
公民館の用途	—	7	7
公民館・市民センター事務室 (100 m ² 程度)	—	1	1
大ホール (230 m ² 程度)	—	1	1
和室 (50 m ² 程度)	—	1	1
1 階 会議室 (1 室あたり 50 m ² 程度)	—	2	2
2 階 会議室【児童クラブ】(63 m ² 程度)	—	1	1
倉庫 (40 m ² 程度)	—	1	1
部屋数合計	56	7	63

建築概要

- 名称 両荘地区義務教育学校（仮称）
両荘公民館
- 所在地 加古川市平荘町山角740番地
- 敷地面積 36,929㎡
- 延床面積 9,000㎡程度
- 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- 施設概要
 - 【既存教室棟】
地上3階建 延床面積：2,969㎡
 - 【既存管理棟】
地上4階建 延床面積：1,767㎡
 - 【既存屋内運動場】
地上2階建 延床面積：1,200㎡
 - 【既存武道場】
地上1階建 延床面積：350㎡
 - 【教室棟増築】
地上2階建 延床面積：900㎡程度
 - 【管理棟増築】
地上1階建 延床面積：250㎡程度
 - 【図書室棟増築】
地上2階建 延床面積：600㎡程度
 - 【公民館増築】
地上2階建 延床面積：1,000㎡程度

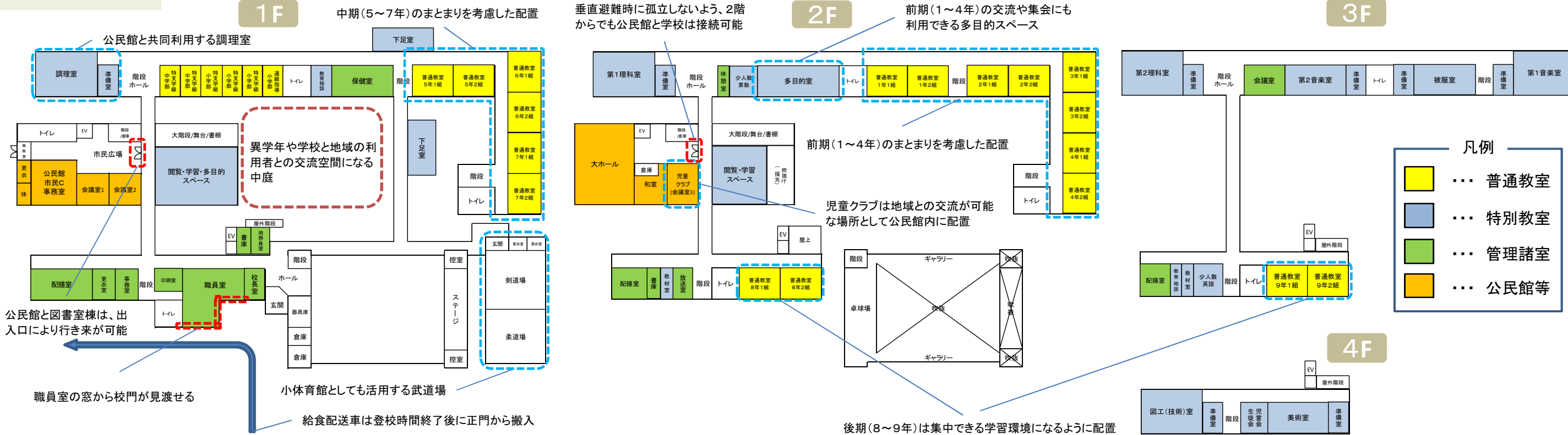
施設の配置・動線



スケジュール

令和3年	2月	設計委託公告
	3月	設計委託開札・契約
	4月	基本設計開始
	9月	地盤調査
	12月	概算工事費算出
令和4年	2月	工事費計上（12月補正予算）
	3月	建設工事公告
	4月	建設工事開札・仮契約
令和5年	12月	建設工事本契約（議決された場合）
令和6年	1月	建設工事開始
	3月	公民館完成・移転
	4月	公民館供用開始
		旧公民館解体・駐車場整備開始
	3月	旧公民館解体・駐車場整備開始
	4月	義務教育学校開校

平面計画上的特徴



※施設整備計画は動線等を考慮して最も効果的に必要諸室を配置したモデルプランであり、壁等の構造や横断する水路等の影響により配置を変更する場合があります。